

介護保険サービス利用者の負担が軽減されます

市では、介護保険サービスを利用している人を対象にさまざまな負担軽減策を実施しています。

①社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度

社会福祉法人などで提供している〔通所介護・訪問介護・短期入所生活介護・認知症対応型通所介護〕（予防含む）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護福祉施設サービス利用者で、下表の条件を全て満たしている人に対する利用者負担軽減制度です。

◆軽減制度の内容

対象者の条件 ※右記の条件をすべて満たす人	課税など	住民税非課税世帯
	収入	年間収入が単身世帯で150万円未満、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額未満
	預貯金	預貯金などの額が単身世帯で350万円未満、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額未満
	資産	日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと（出荷米、資産を活用しての収入があれば非該当）
	扶養	負担能力のある親族に扶養（税扶養、健康保険扶養）されていないこと
	納税	介護保険料を滞納していないこと
軽減の対象となる費用	対象サービス費に係る利用者負担額（サービス利用料の1割相当額）と食費、居住費（滞在費）に係る利用者負担額	
軽減割合	対象サービス利用者負担 28/100	食費・居住費など 25/100

②介護保険負担限度額認定制度

被保険者が住民税非課税世帯に属している場合、または特例減額措置の基準を満たしている場合に、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設などで入所・短期入所のサービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）を軽減するものです。

特例減額措置の基準（短期入所には適用されません）

市町村民税課税者のいる世帯（単身世帯は含まない）に属していて以下のすべての要件を満たしている場合

- ①世帯の年間収入（公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額）から、施設の利用者負担（サービス費の1割+食費全額+居住費全額）を除いた残額が80万円以下であること。
- ②世帯の預貯金などが450万円以下であること。
- ③日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④介護保険料の滞納がないこと。

◆申請手続き

基準や要件を満たし、①社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度、

②介護保険負担限度額認定制度の利用を希望する人は、費用負担軽減を認定する「社会福祉法人等利用者負担軽減認定証」または「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので申請してください。

【申請開始】 6月22日（月）

【申請時間】 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は除く）

【申請場所】 福祉事務所長寿介護課介護給付係または各総合支所市民福祉課市民福祉係

※認定証の発行は申請審査後、7月6日（月）以降に郵送する予定です。

【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課 介護給付係 ☎ 0220（58）5551

地域包括支援センターではこんな仕事をしています

『地域包括支援センター』

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となって高齢の皆さんの支援を行います。それぞれ専門分野の仕事だけ行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に皆さんを支えます。



主任ケアマネジャー



保健師



社会福祉士



自立して生活できるよう応援します。

要支援1・2に認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。支援や介護が必要になる可能性が高い人や自立した生活をしている人などは、市が行う介護予防事業を利用できます。

さまざまな方面から皆さんを支えます。



皆さんを支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢の皆さんにとって、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワーク作りに力を入れます。



皆さんの権利を守ります。

高齢の皆さんが安心して生き生きと暮らすために、皆さんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見したり、消費者被害などに対応します。



お気軽にご相談ください。



高齢の皆さんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなど、お気軽にご相談ください。

地域包括支援センターの設置場所・問い合わせ

事業所名	設置場所	電話番号
迫地域包括支援センター	恵泉会事務所内（迫町佐沼字江合三丁目16番地2）	0220（22）1152
中田・石越地域包括支援センター	中田保健福祉会館（中田町上沼字西桜場18番地）	0220（34）7611
	石越分室〈石越総合支所内〉（石越町南郷字愛宕81番地）	0228（34）4151
東和・登米地域包括支援センター	東和総合支所内（東和町米川字六反55番地1）	0220（53）4811
	登米分室〈登米総合支所内〉（登米町寺池目子待井381番地1）	0220（52）5090
米山・南方地域包括支援センター	米山総合支所内（米山町西野字の場181番地）	0220（29）5821
	南方分室〈南方庁舎社会福祉協議会内〉（南方町新高石浦130番地）	0220（58）4311
津山・豊里地域包括支援センター	津山老人福祉センター内（津山町柳津字黄牛田高畑36番地5）	0225（68）3780
	豊里分室〈豊里総合支所内〉（豊里町上町裏130番地1）	0225（76）4811